

待望の刊行!

障害者権利条約をベースに障害分野を横断した歴史的事典

日本障害者協議会 (JD) 編

障害と人権の総合事典

◆定価 (本体価格 2,700 円+税) ◆

A5 判 並製 274 頁

ISBN978-4-904185-50-6



【本事典の特長】

- ①障害者権利条約を基盤とした章構成
- ②障害関連の重要文書から抽出した 328 の見出し項目
- ③当事者視点・現場の実態を踏まえ、用語の本質や実践の方向性までを追求した解説
- ④ JD の総力を結集した多様な障害分野・多職種からなる執筆陣
- ⑤略語一覧、障害者権利条約目次、事項索引なども充実

◆主な目次

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 第 1 章 障害者権利条約と国連 | 第 14 章 生命と人権 |
| 第 2 章 基本的な理念と視点 | 第 15 章 障害者福祉と自立 |
| 第 3 章 法律と制度 | 第 16 章 教育 |
| 第 4 章 差別禁止 | 第 17 章 保健・医療 |
| 第 5 章 障害のある女性 | 第 18 章 リハビリテーション |
| 第 6 章 障害のある子ども | 第 19 章 労働・雇用 |
| 第 7 章 意識の向上 | 第 20 章 生活保障 |
| 第 8 章 アクセシビリティ | 第 21 章 政治参加 |
| 第 9 章 交通・移動 | 第 22 章 文化・スポーツ・レクリエーション |
| 第 10 章 情報とコミュニケーション | 第 23 章 統計・資料 |
| 第 11 章 災害と障害 | 第 24 章 国際協力 |
| 第 12 章 意思決定 | 第 25 章 疾患と障害 |
| 第 13 章 警察や裁判所などでの人権 | 第 26 章 支援方法と人材 |
| | 第 27 章 障害者運動 |

ご注文は FAX, E-mail にて.

冊 注文

* 送料実費

| | | | |
|----|---|--------|--|
| 氏名 | | TEL | |
| | | FAX | |
| 住所 | 〒 | E-mail | |

〒 162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1 (公財) 日本障害者リハビリテーション協会内

FAX : 03-5287-2347 / E-mail : office@jdnet.gr.jp

認定特定非営利活動法人 **日本障害者協議会 (JD)**

本書は、まぎれもなく障害分野に関する本格的な事典である。解説の簡潔さや客観性と同時に、それに留まらない特長がある。

一つ目は、読み物としての魅力である。歴史性や背景、近接の領域や方向性まで示唆している。

二つ目は、障害分野への向き合い方や着眼点を磨くために役立つこと。この事典は、全体を押さえる上で最適であり、横たわる障害者権利条約を通して、そこに通底する障害問題の本質や国際規範の大切さを汲み取ってもらえればと思う。

三つ目は、障害分野での共通言語の共有に新たな道を開くこと。願わくば、本事典のキーワードの一つひとつが共通言語として私たちの社会に浸透してほしい。

総括所見の日本社会への普及の時期と軌を一にして、この事典を刊行できることに一人の感慨を感じる。権利条約と総括所見の履行に、何より私たちの国の障害分野の好転にやささかでも貢献できればと思う。

認定NPO法人日本障害者協議会 代表・藤井克徳（「序」より抜粋）

01 当事者参加

「当事者参加」には、2つのタイプがあり、1つは政策決定や組織運営への障害団体の参加であり、国を中心に自治体や事業（施設、学校、企業など）の政策や計画に働きかける。もう1つは、個別レベルであり、教育や福祉などのサービスの利用に対する個々の当事者の参加（意見の反映、選択、意思決定支援など）や、社会生活のあらゆる場面で必要な合理的配慮を要請すること含まれる。本稿では、主に前者に関する記述をする。

障害者権利条約における「当事者参加」

障害者権利条約のキャッチフレーズは、「私たち抜きに私たちのことを決めない」であり、本条約が準備過程から障害当事者の積極的な関与によって策定されたことを象徴している。

条約前文(m)では、障害者が、地域社会における福祉と多様性に対して、また、障害者の完全参加を促進することにより、社会的、経済的・経済的開発、貧困の撲滅に大きな前進をもたらすことを認めている。

権利条約本文で、当事者参加の権利とそれを確保する国の義務を定めている中心的な条文は、4条「一般義務」の第3項である。権利条約を実施

的に関与させるとして。さらに権利条約33条「国内における実施及び監視」の第3項でも、「市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ参加する」としている。さらに、7条では、障害のある児童が自由に自己の意見を表明する権利を示し、19条でも、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されなければならないとした。

国連障害者権利委員会は、この当事者参加がまだ各国で実現していないとの判断から、「障害者（障害児を含む）を代表する団体を通して、条約の実施及び監視に障害者が参加することに関する一般的意見第7号」（2018.11.9）を発表した。その「はじめに」では、障害者は、条約の策定に全面的に関与し、決定的な役割を果たしたことで、これによって、条約の質が高められ、障害者の可能性を示し、画期的な人権条約を生み出し、障害者の人権モデルを確立したことを述べ、「当事者参加」は、条約の核心にあるとしている。

日本における政策決定に対する障害者団体の参加

日本では、国際障害者年の前年（1980）、約100の障害者団体の協議体である国際障害者年日本推進協議会（現、日本障害者協議会（JDD））が結成された。そして「国際障害者年

精神衛生法から精神保健法への改正（1987）、身体障害者雇用促進法から障害者雇用促進法への改正（1987）など一定の役割を果たした。この運動は、国内にとどまったものであり、国連の「障害者に関する世界行動計画」の策定（1982）に関与するまでには至らなかった。しかし、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）による「アジア太平洋障害者の十年」（1993～2002）では、日本の障害団体はその開始とその推進の中心的な役割を果たした。これは第2期の「アジア太平洋障害者の十年」の行動計画である「びわこミレニウム・フレームワーク」の採択（2002）につながった。

こうした取り組みを進めてきた障害者団体及び結集し、障害者団体を中心とした包括的な協議会として日本障害者フォーラム（JDF）が設立された（2004）。JDFは、「障害者基本計画」をはじめ、国内の障害者政策の推進とともに、「アジア太平洋障害者の十年」に加え、権利条約の推進を目的に掲げており、IDA（国際障害同盟）*などの国際組織や各国の障害団体と協力し、権利条約の策定に積極的に関与していった。

その後日本の障害団体はJDFを中心に権利条約の批准に先立つ国内制度改革の要求、「障がい者制度改革推進会議」への参加と障害者の実態や意見の提記、権利条約にかかわるパレルレポートの作成、災害支援の取り組み、アジア太平洋障害者の十年などに取り組んでいる。

特に注目されるのは、障害者政策の総合的改革を集中的に行うことを目的

会議*」（2009～2012）の取り組みであり、24人の委員の14人が障害当事者と家族で構成され、情報保障や公開制にも配慮され、障害者の声が反映された「骨格提言」などの成果物をもたらした。この背景の1つは障害者自立支援法違憲訴訟*であり、日本障害者協議会などの障害者団体による支援がなされた。（磯野 博）

02 インクルージョン

教育におけるインクルージョン

インクルージョン（inclusion）は「include（包み込む）」の名詞形で、障害者権利条約（公定訳）では19条で「包容」と訳されている。フォーマライゼーションの発展とも考えられ、1980年代に学校教育の場で注目された。原点は、白人と黒人の学ぶ学校が異なるアメリカの教育は黒人差別である、と判断した「ブラウン判決」（1954）だとされる。

1994年にはユネスコがサラムンカ宣言を出し、「すべての者への教育（Education for All）」という方針を打ち出した。障害児だけでなく移民の子なども含めすべての子どもを包み込む教育という視点から、「インクルーシブな教育」という言葉が注目される。福祉におけるソーシャル・インクルージョン

福祉の分野では1994年、知的障害者の親の会の国際組織が「インクルージョン・インターナショナル」と名称を改め、日本の親の会の全国組織も

法律と制度

第3章

03 日本国憲法

日本国憲法は前文及び103条の条で構成され、1946年11月3日公布、1947年5月3日に施行された。

憲法とは、国の根本規範であり、国家権力の国民・市民の基本的人権を保障し、不平等な公権行使により国民の権利を侵奪しないことを目的とする国の国家権力に対する命令である（立憲主義の原則）。憲法99条で公務員の任期に対する憲法尊重擁護義務を課している。

現代憲法は、国家権力が個人の生活に干渉せず、市民の自由を保障する「自由権」の保障を特徴としている。日本国憲法では、思想・良心・自由の自由（14条）、法の下の平等（14条）、最高法規（97条）、戦争放棄（9条）（憲文・2章「戦争の放棄」）が挙げられる。

戦争放棄の趣意であり、基本的人権が守られる前提が平等である。また障害者の人権は戦争中においても尊重されなければならないことがあり、障害者の人権保障と平和主義が密接不可分の関係にある。

が実として暮らしを支える社会保険制度を基礎として社会が成り立つという福祉国家理念を採用している。
憲法規範性
日本国憲法は明確な「最高法規」として、その効力を他の法律に優先し、違憲行為を定めて、憲法に反する法律その他一切の行為は効力を有しないと、形式的意味での最高法規性を規定する。そして99条で、すべての国家権力・公権行為を統制する意味での最高法規性を規定する。また同99条において「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人間の多岐にわたる自由権の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に好し、授けようとするべきものである」と、日本国憲法が「最高法規」とあるの理由を述べている。（藤岡 聡）

障害者基本法の改定と障害者権利条約

日本の障害者施策は、医療、教育、労働、所得保障、社会福祉、住宅などの種別別決定と推進する態度によって実施されている。これらの実施に制度とその根本にあるのは日本国憲法*であり、その根幹の根拠には障害者権利条約と憲法尊重擁護義務である。

1989年に身体障害者福祉法が制定され、1990年に障害者雇用促進法と身体障害者福祉法が制定された。障害者施策を実施する着目が多岐にわたっており、相互の連携が十分であったため、障害者がサービスを習得する際に関連して不都合をきたしていた。そこで、総合的・一貫性のある施策を求めた声が高まり、2019年に議員立法による改正の障害者基本法の改定となる障害者権利条約が制定された。これにより、国・地方公共団体の役割が明確化され、医療・教育・福祉・住宅・住宅・福祉等の基本的事項等が定められた。

「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年を契機に、日本の障害者

sample

第2章 基本的な理念と視点

現代憲法は、国家権力が個人の生活に干渉せず、市民の自由を保障する「自由権」の保障を特徴としている。日本国憲法では、思想・良心・自由の自由（14条）、法の下の平等（14条）、最高法規（97条）、戦争放棄（9条）（憲文・2章「戦争の放棄」）が挙げられる。

戦争放棄の趣意であり、基本的人権が守られる前提が平等である。また障害者の人権は戦争中においても尊重されなければならないことがあり、障害者の人権保障と平和主義が密接不可分の関係にある。

Table with 2 columns: 索引 (Index) and 索引 (Index). The table lists various sections and their corresponding page numbers, such as '第二十四章 教育' (24), '第二十五章 健康' (25), etc., and includes a '行事' (Events) section with dates and locations.